

平成27年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成27年3月23日 午前10時00分開議

日程第1	議案第2号	壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第3号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第4号	壱岐市行政手続条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第5号	壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論・可決
日程第5	議案第6号	壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第7号	壱岐市健康公園条例の廃止について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第8号	壱岐市母子健康センター条例の廃止について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第9号	子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第10号	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第11号	壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第12号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第13号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第14号	壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第15号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市芦辺浦住民集会所)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第16号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市高等職業訓練校)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第17号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市筒城浜ふれあい広場)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第18号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市シーサイド小水浜)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第18	議案第19号	友好都市の提携について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第20号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第21号	公有水面埋立（郷ノ浦港区域内）について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第22号	公有水面埋立（大島（壱岐）漁港区域内） について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第23号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第24号	平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第 10号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第25号	平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第2号）	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第25	議案第26号	平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特 別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第26	議案第27号	平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計 補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第27	議案第28号	平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計 補正予算（第5号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第29号	平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補 正予算（第4号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第30号	平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第30	議案第31号	平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計 補正予算（第3号）	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第31	議案第32号	平成27年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第33号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別 会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第33	議案第34号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特 別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第34	議案第35号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計 予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第35	議案第36号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計 予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第37号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予 算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第38号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事 業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第38	議案第39号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計 予算	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第39	議案第40号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計 予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第40	議案第41号	平成27年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第42号	壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定 について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決
日程第42	陳情第1号	知的障害者入所施設建設に関する陳情	総務文教厚生常任委員長報告・ 採択 本会議・採択
日程第43	同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第44	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第45	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第46	発議第2号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第47	長崎県病院企業団議会議員の選挙		指名推選 市山 繁議員、市山和幸議員

議事日程（第5号の追加1）

日程第1	議案第44号	平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第 1号）	財政課長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
------	--------	----------------------------	----------------------------

本日の会議に付した事件

（議事日程第5号に同じ）

出席議員（16名）

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	榊崎 文雄君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	竹藤 美子君	事務局書記	若宮 廣祐君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総病院長	向原 茂明君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	安永 雅博君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

---

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） 会議に入る前に、御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

御報告します。監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

また、議会運営委員会から行政調査の報告書が提出されており、併せてお手元に配付しております。

これより、本日の会議を開きます。本日までに白川市長より追加議案3件を受理しております。

---

日程第1. 議案第2号～日程第42. 陳情第1号

○議長（町田 正一君） 日程第1、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定についてから日程第42、陳情第1号知的障害者入所施設建設に関する陳情まで42件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。豊坂敏文総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について、原案可決。議案第3号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案可決。議案第4号壱岐市行政手続条例の一部改正について、原案可決。議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について、原案可決。議案第6号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について、原案可決。議案第7号壱岐市健康公園条例の廃止について、原案可決。議案第8号壱岐市母子健康センター条例の廃止について、原案可決。議案第9号子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案可決。議案第10号壱岐市子供のための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について、原案可決。議案第11号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について、原案可決。議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。議案第14号壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、原案可決。議案第15号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）、原案可決。議案第16号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）、原案可決。議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第26号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第27号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第30号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。議案第34号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。議案第35号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。議案第38号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。議案第39号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について、原案可決。

委員会の意見。議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正については、現在の社会情勢では市民に理解が得られない等の意見はありましたが、国家公務員の特別職等の給与に関する取り扱い状況と、長崎県内13市の期末手当支給率を比較すると、壱岐市は低い水準であることから、原案可決となった。

県下の情勢を、13市の情勢を、見るなかでは12月議会、あるいは本3月議会で議案として

提案され、可決された市が多いということから、当市についてもこの案件については原案可決ということになりました。

それから、請願第1号及び請願第2号のへき地保育所における公平な延長保育の実施についての請願については、島内保育所の実態把握が必要であるため、現況調査を執行部に要請し、再度審議することで継続審議といたしました。

委員会の審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告をいたします。

陳情第1号、平成27年3月9日知的障害者入所施設建設に関する陳情については、審査の結果、採択すべきものといたしました。委員会の意見はありません。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、総務文教厚生常任委員長に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできますので、申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告は終わります。

〔総務文教厚生委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。深見義輝産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（深見 義輝君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。議案第13号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について、原案可決。議案第17号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい広場）、原案可決。議案第18号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）、原案可決。議案第19号友好都市の提携について、原案可決。議案第20号財産の無償譲渡について、原案可決。議案第21号公有水面埋め立て（郷ノ浦港区域内）について、原案可決。議案第22号公有水面埋め立て（大島（壱岐）漁港区域内）について、原案可決。議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。議案第28号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。議案第

29号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第36号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。議案第37号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。議案第40号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会の意見。簡易水道事業と上水道事業の統合準備と並行して、漏水対策の事業計画を策定し、安全・安心な水道水の安全供給と有収率の向上に努めること、また要望第1号離島航路における海上高速交通体系の維持については、内容調査に時間を要するため、継続審査といたしました。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。  
〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。市山和幸予算特別委員長。  
〔予算特別委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○予算特別委員長（市山 和幸君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）、原案可決。議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。  
〔予算特別委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第2号壱岐市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号壱岐市行政手続条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第4号壱岐市行政手続条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。牧永護議員。

○議員（14番 牧永 護君） 反対討論を行います。

私は、今回、議案が配付され、開封し、一目したときに反対すると決めました。

議案は総務委員会に付託・審議され、可否同数で委員長が採決されたとお聞きしております。

委員会の決定は十分尊重しますが、私はどうしても可決に賛成できません。

現在、中央では景気は上向きと発表されていますが、壱岐島内を眺めてみると、非常に厳しいものがあると思います。漁業については燃料の高騰の一方魚価の低廉、農業については、TPPに対する不安の上、米価の値下がり、商業・観光については人口減、通販の販売が伸び悩んでい



るうえに落ち込みがひどく、島全体に疲弊感が漂っていると思います。他市町村との比較も提示されているが、いかがなものかと思います。まずは島内で考えるべきだと思います。今議会予算でも各種予算の見直しが提案されております。このような中で、手当の増額は見送るべきだと思います。

今、はやりの言葉で「今でしょ」という言葉がありますが、私は「今じゃないでしょ」という言葉を信じます。よって、本議案に対する反対討論とします。

○議長（町田 正一君） ほかに討論はありませんか。豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 賛成討論を述べます。

一般職員につきましては、人事院の勧告により、国家公務員の改定、そしてまた県内の自治体の状況及び労使交渉による確認した上での12月議会で可決をいたしております。

特別職については、平成26年12月時点で国による改正は実施されておりましたものの、県内の13市においては改正の準備が整っていないという状況もありました。今回、3月に上程されたものであります。

特別職の期末手当の改正については、引き上げ、引き下げ、この両方の場合もあり、国の特別職の状況及び県内の自治体の取り扱いを参考にして、今回上程され、常任委員会では可決をいたしております。

そういうことで賛成討論を行います。

○議長（町田 正一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第5号壱岐市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市立小・中学校設置条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市健康公園条例の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第7号壱岐市健康公園条例の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市母子健康センター条例の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第8号壱岐市母子健康センター条例の廃止については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第9号子ども・子育て支援法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第10号壱岐市子供のための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第11号壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市介護保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市電動車両用充電器利用料条

例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第14号壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号公の施設（壱岐市芦辺浦住民集会所）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第15号公の施設（壱岐市芦辺浦住民集会所）の指定管理者の指定について委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号公の施設（壱岐市高等職業訓練校）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第16号公の施設（壱岐市高等職業訓練校）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号公の施設（壱岐市筒城浜ふれあい広場）の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長  
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第17号公の施設（壱岐市筒城浜ふれあい  
広場）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号公の施設（壱岐市シーサイド小水浜）の指定管理者の指定について討論を  
行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長  
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第18号公の施設（壱岐市シーサイド小水  
浜）の指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号友好都市の提携について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長  
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第19号友好都市の提携については委員長  
報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号財産の無償譲渡について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長  
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第20号財産の無償譲渡については委員長  
報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号公有水面埋め立て（郷ノ浦港区域内）について討論を行います。討論はあ  
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第21号公有水面埋め立て（郷ノ浦港区域内）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号公有水面埋め立て（大島漁港区域内）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第22号公有水面埋め立て（大島漁港区域内）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第23号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第24号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第25号平成26年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第26号平成26年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第27号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第28号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第29号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第30号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第31号平成26年度壱岐市三島航路事業



特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第32号平成27年度壱岐市一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第33号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第34号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第35号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第36号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第37号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第38号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第39号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第40号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第41号平成27年度壱岐市水道事業会計は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第42号壱岐市子ども・子育て支援事業策定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号知的障害者入所施設建設に関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、陳情第1号知的障害者入所施設建設に関する陳情は採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時といたします。議案配付のため、しばらくお待ちください。

午前10時51分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### 日程第43. 同意第1号

○議長（町田 正一君） 日程第43、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。住所、長崎県壱岐市勝本町坂本触6番地3、中原正博、昭和37年4月23日生まれ。提案理由は、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

本案は壱岐市教育委員会委員中原正博氏が平成27年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 賛成多数です。よって、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

---

#### 日程第44. 諮問第1号～日程第45. 諮問第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第44、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第45、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の公認候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、芦辺町湯岳興触人権擁護委員西高正氏が平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、提案するものであります。

諮問第2号については、芦辺町深江鶴亀触人権擁護委員松野美幸氏が平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として芦辺町諸吉仲触辻川祐喜子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく、提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。御審議賜り御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

次に、諮問第2号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

---

#### 日程第46. 発議第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第46、発議第2号壱岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。10番、豊坂敏文議員。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 登壇〕

○提出議員（10番 豊坂 敏文君） 発議第2号、平成27年3月23日。壱岐市議会議長町田正一様。提出者、壱岐市議会議員、豊坂敏文、賛成者、同、小金丸益明、市山和幸。

壱岐市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提案理由。地方自治法の一部改正及び壱岐市行政組織条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市議会委員会条例の一部を改正する条例。壱岐市議会委員会条例平成16年壱岐市条例第236号の一部を次のように改正する。第2条第2項第1号中「病院部」を削る。第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則、施行日1、この条例は平成27年4月1日から施行する。経過措置2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、平成26年法律第76号附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔提出議員（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第2号壱岐市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第47. 長崎県病院企業団議会議員の選挙

○議長（町田 正一君） 次に、日程第47、長崎県病院企業団議会議員の選挙を行います。

同企業団規約第7条第1項の規定に基づき、選挙する議員の数は2人です。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推薦により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長の指名推薦によることに決定しました。

長崎県病院企業団議会議員に市山繁議員、市山和幸議員の2人を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました市山繁議員、市山和幸議員のお2人を長崎県病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました市山繁議員、市山和幸議員の2人が長崎県病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました市山繁議員と市山和幸議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

市山繁議員、市山和幸議員、長崎県病院企業団議会議員当選、承諾及び御挨拶をお願いいたします。市山繁議員。

〔市山 繁議員 登壇〕

○議員（13番 市山 繁君） 皆さん、改めましておはようございます。一言御挨拶を申し上げます。

このたび、壱岐市民病院が長崎県病院企業団に加入できますことを心からお喜びを申し上げます。同時に、これに伴いまして長崎県病院企業団議会議員にただいま指名推薦いただきまして、非常に光栄に存じておるところでございます。

私もこの病院企業団の加入につきましては、非常に念願でありまして、議長になりましても、議長会等々の状況報告でもお願いをしてまいりましたし、そしてまた市長に同行させていただきまして、構成市町にも御挨拶に回らせていただきました。特に、病院企業長の米倉企業長、そして前任の企業長さんにはいろいろと御教示をいただきまして、非常に感謝いたしております。



これからも離島医療、壱岐の医療のために、医療充実のために、私も尽くしていきたいと思っておりますので、皆さん方におかれましてはより一層御指導賜りますようお願いいたしまして、御挨拶いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

〔市山 繁議員 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市山和幸議員。

〔市山 和幸議員 登壇〕

○議員（8番 市山 和幸君） このたび長崎県病院企業団議会議員に選任をいただきまして、大変にありがとうございます。病院には個人的にも大変お世話になっているところでございます。高度な医療技術のおかげで、私も現在まで生かされております。微力ではございますが、壱岐の医療の質の向上に少しでも貢献できればと思っておりますので、どうか皆さん、御指導よろしくをお願いします。（拍手）

〔市山 和幸議員 降壇〕

○議長（町田 正一君） 市山繁議員、市山和幸議員、このたびの御当選、誠におめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

また、合わせて、今後お2人には本当に御苦勞をおかけすると思いますが、よろしく御配慮のほう、よろしくをお願いいたします。

お諮りします。ただいま市長より議案第44号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

ここで議案配付のためしばらくお待ちください。

---

#### 追加日程第1. 議案第44号

○議長（町田 正一君） 追加日程第1、議案第44号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本案につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第44号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

平成27年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,252万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億6,852万4,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2、3ページには第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等について記載のとおりでございます。

8、9ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。

10款1項1目地方交付税は、今回、庁舎建設の可否を問う住民投票に要する経費の財源として普通交付税1,252万4,000円を増額しております。

次に、10、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。

2款4項5目住民投票費1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、通常の一般選挙と同様の経費について所要の補正を行っております。給与費明細書については13ページから15ページに記載のとおりでございます。

以上で、平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから議案第44号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号については会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第44号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りいたします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、向原総病院長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。向原総病院長。

〔総病院長（向原 茂明君） 登壇〕

○総病院長（向原 茂明君） 今回、壱岐市議会において挨拶の機会をいただきまして、誠に議員各位の御厚情に感謝を申し上げます。

私が赴任をして2年が経過をし、白川市長さんを初め議会の皆様の御要請にもありました長崎県病院企業団への加入が4月に決定をされ、私ども職員は今、一丸となってその準備を着々と進めているところでございます。これもひとえに議員各位の御理解と御援助の賜物と感謝を申し上げます。

これを機会に2年間を振り返り、また今後の病院運営の方針を若干申し上げたいと思います。

まず、これまでの2年間、医師初め職員を大幅に採用してまいりました。合計しますと、60名に上ります。おかげさまで医師、看護師については十分とは言えないまでも、比較的安定をしてまいりました。また、新たに看護助手、クラーク、理学療法士等の医療スタッフの充実が図られてまいりました。

また、2年前から敷地内に研修センターの建築を許可していただきまして、着々と建設が進み、3月に完成の運びになります。宿舎が、個室が6部屋、会議室、談話室等合わせて医師を初め医療陣の若手の研修目的に資するものでございます。ついては今、研修医が2カ所から、私が来るまで2カ所から2名、総勢で十数名いましたが、この宿舎が完成して受け入れが十分になりましたので7大学病院に拡大をして、若手の研修医の先生方においでいただくことになって、昨年か

ら少しずつですが人数がふえてきております。そういった効果も表れておりますので、誠に感謝を申し上げたいと思います。

また、経営的には1年目には2億円の赤字が1億2,000万円の黒字を出すことができましたが、2年目には予期せぬ事情で外科医の常勤医が不在になりましたので、経営的には若干、1年目ほどはあっておりませんが、大きな赤字を出すことはまだないだろうというふうに考えております。

外科医の常勤不足につきましては、大変皆様に御心配と御迷惑をおかけいたしました。以前常勤を出していただいた九大第2外科へ、白川市長さんともども何度もお願いに参りました。外科医不足による困窮については医療人として理解をいただき、配慮していただいて、この1年間は週に2回及び土日のバックアップも含めて多大な御協力をいただきました。

そういったことで、最終的には島内の外科医の先生にもお願いをして体制をつくってこの1年間を過ごしてまいりましたが、結果、当院での手術はこの1年間、大きな手術はできませんでした。これは誠に申し訳ないと考えておりますが、救急患者さんについては適切に福岡の病院ですとか、長崎の医療センターへ搬送することで事なきを得ておりますし、幸いなことに天候不順ですとか時間的に間に合わないとかいうことに基づく不幸な結果になることは1例もございませんでしたので、回避できました、御心配をおかけして誠に申し訳ございませんでした。

4月からは外科医も常勤になります。御安心をいただきたいと思います。

また、人事ですが、ことし3月いっぱいまで長年貢献をしていただきました中田院長は定年退職をされます。今後も一緒に仕事をということで慰留を努めてまいりましたが、品川外科病院への勤務をされることになりました。これも地域医療を支える観点からは望ましいことと私どもも受け止めております。

また、3年間にわたり壱岐の医療を支えていただいた療養病棟担当の猿渡先生も故郷鹿児島に3月いっぱいでお帰りになることになりました。大変御苦勞をおかけしたと思います。

4月からの医師の確保に努めてまいりましたが、なかなか適任者に巡り合わず、私の昔からの友人で、今現在大分で勤務をしていただいているお医者さんに助けてもらうことになって、4月から来ていただくことになりました。

若手の、内科医師も含めて常勤医師も今、各大学、九大ですとか福大、久留米に当たっておりますが、感触はなかなかよろこびますが、4月からの確保は常勤医師としての確保は困難でございました。現在、内科医について6名、中田院長が抜けても6名の内科医師が常勤をして勤務しておりますので、診療一般については対応は可能であると考えております。

さらに補完する意味で、専門外来の強化を進めてまいります。まずは皮膚科、週1回九大から派遣をしていただくことになりました。血液内科外来、ATLという悪性の病気も、壱岐も非常

に多いものですから、九大から月に1回。循環器外来を強化すべく、九大から新たに1名を、現在もありますが、強化をする意味で1名増員ということで来ていただくことになりました。糖尿病外来も2名体制で昨年から動いておりますが、ますます強化をしていくことで、患者さんも段々そこにシフトをして、糖尿病の患者さんは専門的に見ていただけるような体制を敷いてまいっております。

このような機能強化を充実してまいりましたが、いかんせん外来診療室が不足してまいりました。ですので、外来部門の増築を計画しております。

10年前に小児科外来が内科の外来と、近くにあるんですが、待ち合いが非常に混合になりまして、子供さんにとってもまずいですし、御老人にとっても感染症ということがあって問題でしたので、感染症を有する外来ブースを新たに小児科をつくりまして、跡地の小児科の外来を内科の診察室にさせていただきたいと考えております。ですので、内科の診察室が4室しか現在、使う部屋がありませんでしたが、6室まで使えるようになります。ちょっと離れることで不便かなと思うんですが、そこについては電子カルテの導入を今、準備を進めておりまして、ことしの10月には導入ができるんじゃないかという予測で動いております。

このことによって、医療情報の共有化が容易になりますし、また壱岐市医師会との協力で、将来的には在宅医療、訪問診療、訪問看護ですね、と包括支援センターのケアマネさん等も含めて、あるいは院外薬局の薬剤師さんの医療情報としても共有できて、そういった意味で患者さんに寄与することは大事であろうというふうに考えております。

また、昨年10月からは、地域包括ケア病棟という病棟を開設しておりまして、急性期が過ぎて比較的安定した患者さんを60日以内に元気になる、ADLですね、急性期、お年寄り急性期で1週間入院しますと歩けなくなりますので、リハビリを中心にして、機能を維持したままで病気を治して、そのまま自宅にお帰りいただくような、そういう機能を持った病棟ですが、スムーズに今、運営しております。

そのためにはやはりリハビリテーションが重要になりますので、理学療法士を2名、言語聴覚士を1名増員をして、計3名増員をして、機能強化を図っております。

今後は長崎県の医療体制全体に目を配りながら、さらに壱岐市全体の医療を充実させるために職員一丸となって今後とも努力をしてまいりたいと思っております。今後とも御支援、御協力をいただきますようお願いをして、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔総病院長（向原 茂明君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 向原総病院長におかれましては、この2年間、病院改革、それから医師確保、長崎県病院企業団の加入等に本当に先頭に立って御努力いただいたことに対して、壱岐市議会及び壱岐市民を代表して心よりお礼を申し上げたいと思います。市民の間からも、診療体制

とか接遇のよさ等について、非常に称賛の声を多く聞くようになりました。本当にありがたいことだと思っております。4月1日からは壱岐市長長崎県病院企業団の壱岐病院として生まれ変わるわけですが、今後ともよろしく御指導のほど、本当によろしくお願ひしたいと思います。

次に、白川市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3月4日から本日まで20日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、またさまざまな御意見、御助言を賜りまして、誠にありがとうございました。賜りました御意見等については十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御理解、御協力賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

さて、平成27年度がいよいよスタートします。特に、国における地方創生の取り組みを自治体においても本格的に実施することとなります。

このような中、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を補佐役として派遣し、地域に応じた地方創生を支援する地方創生人材支援制度について、3月20日内閣府地方創生推進室から派遣市町村の発表がありました。壱岐市長も兼ねてより希望申請を出しておりましたが、このたび38道府県69市町村に派遣が決まったわけですが、派遣者数につきましては常勤職員が48名、非常勤職員21名、この非常勤と申しますのは顧問、参与あるいはアドバイザーという肩書でございますが、の総計、総数69名、69市町村69名の派遣が決まりました。内訳は国家公務員42名、これは全員常勤でございます。大学研究者15名うち常勤は2名、非常勤は13名。民間が12名うち4名が常勤、8名が非常勤であります。長崎県では島原市と壱岐市長に配分がございました。本市には、派遣時期については未定でありますけれども、外務省職員の派遣が決定をしたところでございます。本市の取り組みについて御理解をいただいたものであり、総務省を初め関係省庁、国会議員の皆様にご心からお礼と感謝を申し上げます次第であります。

地方創生、これは壱岐市長にとって離島振興を意味するものであります。これを契機に壱岐市長の振興・発展をさらに加速させ、全国の地方創生のモデルとなるべくしっかりと取り組んでまいり所存でありますので、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、政策の最重要課題として取り組んできた壱岐市民病院の長崎県病院企業団の加入については、来る4月1日をもって長崎県病院企業団長崎県壱岐病院と改称し、開院いたします。これにより、壱岐市民病院が将来にわたり壱岐市長の地域医療の中核を担う病院として必要な医療サービスをさらに安定的に提供できることを、市民皆様にお約束できるものと考えております。

今後は長崎県病院企業団の構成市町の一員として、市民の皆様一人一人が安心できる保健医療体制の拡充に向けて医療機関や福祉施設、関係団体等との連携を深めながら、地域医療体制の構

築に努めてまいります。

また、壱岐市立特別養護老人ホーム及び同附属デイサービスセンターにつきましては、本年10月1日をめどに現施設のまま民間に移譲し、平成30年度末までに新施設を整備する方針で進めておりまして、移譲先につきましては（仮称）社会福祉法人壱心会設立準備会を候補者として選定したことを、本会議の施政方針で申し上げました。本団体の提案は、施設運営方針はもちろん十分なものでありますが、地域振興策として学校法人による介護福祉士養成校、専門学校を開校し、介護福祉士等有資格者の人材育成及び交流人口の拡大をも考えたものであり、壱岐市の発展に大きく貢献するものと期待をいたしております。

そして、庁舎の建設については、壱岐市にとって極めて重要なプロジェクトであり、壱岐市100年の大計であることから、広く民意を問わなければならない、新しい庁舎が真に必要なか、必要でないか、言いかえれば新庁舎を建設するか、しないかについて、市民の皆様にご判断いただくことが最良であると判断し、来る4月26日に庁舎建設に賛成か、反対かを問う住民投票を実施いたします。市民の皆様へ今、このときしか使えない極めて有利な合併特例債を活用することが壱岐市のためであるということをご説明した上で、市民の皆様がどのようにお考えになるのかをお聞きしたい。その方法として、住民投票が最良だと判断したところであります。

庁舎建設に係る説明資料につきましては、チラシや広報紙で市民の皆様にお知らせするとともに、ケーブルテレビにおいて、市が考える庁舎建設の内容について私も出演し、説明をさせていただきます。これらをぜひ御確認いただき、市民の皆様には4月26日日曜日、ぜひ投票をお願いいたします。市民の皆様の御理解をよろしくお願い申し上げます。

これからもさらなる熱意を持って市政運営に取り組んでまいりますので、今後とも議員各位、市民皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に際しての御挨拶といたします。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） なお、あしたより市長と議長は地元の自由民主党の国会議員とともに、国境離島新法のいよいよ議員発議による提出が間近になっておりますので、最後の陳情に、東京に行く予定になっております。

---

○議長（町田 正一君） 以上をもちまして、平成27年壱岐市議会定例会3月会議を散会いたします。

午前11時39分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 小金丸益明

署名議員 深見 義輝